

国水政第45号

決 定 書

申立人

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局

局長 井上 一徳

平成27年10月13日付けで申立人がした執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）第34条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

沖縄県知事（以下「処分庁」という。）が平成27年10月13日付けで申立人に対してした公有水面の埋立ての承認の取消し（平成27年10月13日付け沖縄県達士第233号・沖縄県達農第3189号。以下「本件承認取消し」という。）は、審査請求に対する裁決があるまでの間、その効力を停止する。

事 実

- 1 平成25年12月27日付け沖縄県指令士第1321号・沖縄県指令農第1721号により、処分庁は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき、申立人に対して、埋立ての承認（以下「本件承認」という。）をした。
- 2 平成27年10月13日付け沖縄県達士第233号・沖縄県達農第3189号により、処分庁は、本件承認取消しをした。
- 3 申立人は、平成27年10月13日付けで、国土交通大臣に対して、本件承認取消し

を不服として、審査請求をするとともに、本件申立てをした。

本件申立ての要旨

申立人の主張の要旨は以下のとおりである。

- 1 本件承認について、前知事による法第4条第1項第1号及び第2号の要件妥当性の判断に不合理な点はないから、裁量権の逸脱・濫用は認められない。
- 2 本件承認取消しは、適法な本件承認を取り消したものとして違法であり、直ちに取消されるべきものである。
- 3 本件承認取消しにより、普天間飛行場のキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域への移設事業（以下「本件事業」という。）の工程の大幅な遅延及び一時中止を余儀なくされ、普天間飛行場周辺における航空機による事故等に対する危険性及び騒音等の被害の除去の遅れや、外交・防衛上重大な不利益など、重大な損害が生じ、かつ、これら为了避免するため緊急の必要が明らかに認められる。
- 4 以上に主張したこと等から、本件承認取消しについて、速やかな執行停止を申し立てるものである。



理 由

1 本件申立ての適法性について

- (1) まず、審査法第4条第1項は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる」と規定していることから、本件承認取消しが「処分」に該当するか否かを検討する。

一般に、「処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最高裁判所昭和39年10月29日判決）であるとされている。

法上、適法に埋立てを行うためには、国は都道府県知事の承認を受けなければならず（法第42条第1項）、これが取り消された場合、もはや国は埋立てを継続できない。

この点に鑑みると、本件承認取消しは申立人の法的地位に直接的な影響を及ぼすものというべきであるから、審査法第4条第1項にいう「処分」に該当すると解するのが相当である。

(2) 次に、国の機関である申立人に不服申立人適格が認められるか否かを検討する。

審査法第1条第1項は、同法の目的について「国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開く」ものであると規定しており、一般に、国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分については、当該機関又は団体がその「固有の資格」において処分の相手方となる場合には、不服申立てをすることはできないが、一般私人と同様の立場において処分の相手方となる場合には、不服申立てをすることができるかと解されている。

そして、当該機関又は団体がその「固有の資格」において処分の相手方となっているか否かは、当該処分を定める法令の規定に基づき判断されるべきものであって、当該機関又は団体が処分を受けるに至った目的や経緯といった個別の事情に基づき判断されるべきものではない。

そこで、法の規定をみると、法上、埋立てを行おうとする者は、私人又は地方公共団体においては都道府県知事の「免許」(法第2条第1項)を、国においては都道府県知事の「承認」(法第42条第1項)を受けなければならない。ここでいう「免許」及び「承認」は、その文言は異なるものの、いずれもそれを受けなければ適法に埋立てを行えないこと、また、同じ審査基準(法第4条第1項等)によって都道府県知事の審査を受けることに鑑みると、申立人が国の「固有の資格」において本件承認を受けたものと解することはできない。

したがって、申立人は一般私人と同様の立場において処分の相手方となるものであるから、審査法に基づく不服申立てをすることができるかと解するのが相当である。

(3) 以上より、本件申立ては適法である。

2 執行停止の要件該当性について

(1) 審査法第34条第4項は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。」と規定している。ただし、これについて、同項ただし書は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」、「処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」又は「本案について理由がないとみえるとき」のいずれかに該当する場合には、「この限りでない」ことを定めている。

以下、申立人及び処分庁の主張から、審査法第34条第4項から第6項までの規定に照らし、本件申立てが同条第4項の規定に基づいて執行停止をしなければならない場合に該当するか否かを検討する。

(2) 本件承認取消しによって、申立人が行う本件事業の継続が不可能となるため、普天間飛行場周辺に居住する住民等が被る航空機による事故等に対する危険性及び騒音等の被害の継続や、米国との信頼関係や日米同盟に悪影響を及ぼす可能性があるという

外交・防衛上の不利益が生じ、これらの重大な損害を避ける緊急の必要性があるとす
る申立人の主張は相当であると認められる。

したがって、審査法第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生
ずる重大な損害を避けるため緊急の必要性があると認めるとき」に該当するものであっ
て、本件承認取消しの効力を停止しなければならない場合に該当する。

また、本件承認取消しの性質上、処分の効力の停止以外の措置によっては当該損害
を避けるという目的を達することができない。

- (3) 他方、処分庁は、本件事業実施区域の環境が回復不可能な被害を被るとして、「公
共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」という要件に該当する旨、主張す
る。しかしながら、本要件は、申立人が処分によって被る損害と比較衡量して、なお
公共の福祉を保護する必要があるかという見地から判断されるところ、申立人の前記
(2)の損害が人の生命・身体に危険を及ぼすものを含むこと等を踏まえると、これ
と比べて処分庁の主張する環境への影響の防止が優先するものとは認められないこと
から、本要件に該当しない。

また、本件承認取消しについては、承認という行政処分そのものを消滅させるのみ
であって、そもそも処分の執行又は手続の続行が予定されていないものであるから、
「処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」という要件には
該当しない。

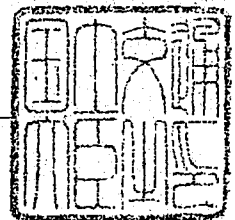
さらに、現段階で本案について理由がないとまでは認められない。

- (4) 以上より、本件承認取消しの効力を停止する必要はあると認められる。

よって、主文のとおり決定する。

平成27年10月27日

国土交通大臣 石井 啓



<参考>

○行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号) (抄)

(執行停止)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 ~ 7 (略)

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立法に基づく
埋立承認の取消しについて」(平成27年10月27日閣議口頭了解)

平成27年10月27日(火)
国土交通省

- ・ 本日の閣議口頭了解において、別紙の通り、沖縄県知事による承認取消しは、

- ① 何ら瑕疵のない埋立承認を取り消す違法な処分である上、
- ② 本件承認取消しにより、「普天間飛行場が抱える危険性の継続」、「米国との信頼関係に悪影響を及ぼすことによる外交・防衛上の重大な損害」など、著しく公益を害すること

が確認されるとともに、

- ③ その法令違反の是正を図るため、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣において、代執行等の手続に着手すること

が政府の一致した方針として了解された。

- ・ 今後、この閣議口頭了解を踏まえ、地方自治法第245条の8第1項に基づき、沖縄県知事に対して、本件取消処分を取り消すよう「勧告」することとし、明日10月28日(水)にも「勧告文書」を沖縄県知事に郵送する。

(問い合わせ先)

水管理・国土保全局水政課

渡邊 寺前

代表 03-5253-8111(内線 35-213)

直通 03-5253-8439

沖縄防衛局長からの執行停止の申立てに対する決定について

平成 27 年 10 月 27 日(火)
国 土 交 通 省

- ・ 沖縄県知事が本年 10 月 13 日(火)に行った埋立承認の取消しについて、10 月 14 日(水)、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して審査請求及び執行停止の申立てを行った。
- ・ このうち、執行停止の申立てについて、本日、別紙の通り執行停止の決定を行い、9 時 30 分頃、当該決定書を沖縄防衛局へ郵送したところ。
- ・ 執行停止の効力は、決定書が沖縄防衛局に到達した時点（明日 10 月 28 日(水)到達見込み）から発生する。

<執行停止決定の理由（ポイント）>

- ・ 本件取消しにより、普天間飛行場の移設事業の継続が不可能となり、同飛行場周辺の住民等が被る危険性が継続するなど重大な損害が生じるため、これを避ける緊急の必要性があると認められるため。

(問い合わせ先)

水管理・国土保全局水政課

本位田 小野

代表 03-5253-8111(内線 35-251)

直通 03-5253-8441